

市営住宅入居者を募集します《空家募集》

団地名・所在地	募集戸数	建築年度	構造	アンテナ	照明	汚水処理	家賃月額(円)
桜木団地 木造桜木8-2	1戸	令和3	木造平屋4連戸 1LDK	○	○	下水道	15,300~ 30,100
桜木団地 木造桜木8-2	4戸	平成26 ~令和2	木造平屋4~5連戸 2LDK	○	○	下水道	21,000~ 43,300
森田第2若緑団地 森田町上相野若緑50	1戸	平成21	木造平屋2連戸 2LDK	○	×	浄化槽	23,100~ 45,300
かしわ団地 柏桑野木田幾世9-15	1戸	平成15	木造平屋4連戸 2DK	○	×	下水道	15,800~ 31,100
かしわ団地 柏桑野木田幾世24-4、35-9	2戸	平成18 平成20	木造平屋1戸建て 2LDK	○	×	下水道	21,900~ 44,800
富蒔2号団地 富蒔町屏風山1-1873	1戸	平成15	木造平屋1戸建て 2LDK	○	○	下水道	19,300~ 37,900

※上記全ての住宅に浴室・浴槽・給湯器・灯油タンクあり。

募集期間	5月13日(火)~5月20日(火) 8時30分~17時(閉庁日を除く) 入居は6月中を予定しています。
申請資格	①現在同居しているか、これから同居しようとする親族がいること(障害者手帳をお持ちの方、満60歳以上の高齢者または1LDKの住宅に入居を希望する者は単身での申し込み可) ②申請者の世帯の収入が政令で定める収入基準であること(一般・単身世帯は月額15万8千円以下、裁量世帯(*)は月額21万4千円以下、特公賃は月額15万8千円以上48万7千円以下) ③市税の滞納がないこと ④住宅に困窮していることが明らかなこと ⑤独立して生計を営んでいること(離婚を前提とした申し込みはできません) ⑥暴力団員でないこと(同居予定者を含む) ※裁量世帯とは 「子育て世帯」▶申請者に同居し扶養する小学校就学前の子どもがいる世帯 「高齢者世帯」▶申請者が60歳以上で、かつ同居予定者の全員が60歳以上または18歳未満の世帯 「障害者世帯」▶申請者または同居予定者が障害者(次の要件)の世帯・身体障害者手帳(1~4級)、精神障害者保健福祉手帳(1~2級)、愛護手帳(A・B)の交付を受けている方
必要な書類等	①入居希望申請書(用紙は市役所建築住宅課窓口に設置。ホームページからダウンロードもできます。) ②マイナンバーカードまたは通知カード(入居希望者全員分) ③住民票(つがる市民の方で個人番号利用に同意した方は提出不要) ④過去3年間、市税の滞納がないことの証明書 ⑤入居者および同居予定者の令和6年分源泉徴収票の写し、または令和7年度市・県民税の申告書の写し ⑥運転免許証等の本人確認書類(窓口に来られる方) ⑦借家・アパートにお住まいの方は賃貸契約書の写し ⑧入居予定者に障害者手帳の交付を受けている方がいる場合は手帳の写し ※転入された方や市外にお住まいの方、家族構成によっては、その他の書類が必要となりますので、窓口でご確認ください。
申し込み後	応募書類を審査・選考後に入居の可否を通知します。選考された方は、家賃3カ月分の敷金と連帯保証人2人(税滞納のない方で所得のある方)が必要となります。
その他	市営住宅では、いかなる理由があっても犬、猫、鳥などのペットの飼育、一時預かり、餌付けを禁止しています。(アレルギー、糞尿の悪臭、鳴き声、咬傷の危険など、近隣の入居者とのトラブルの原因となるため)

【問い合わせ先】 建築住宅課 電話42-2111 (内線382、383、386)

告 白

人と街の夢にアクセス



A-BITS

株式会社 エービットツ
<http://www.a-bits.co.jp/>



結婚生活スタートアップ事業



結婚を機に始まる「新しい生活」を応援するため、住宅取得費、住宅リフォーム費、賃貸物件の家賃、引っ越し費用および生活家電購入費を補助します。

主な要件	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年1月1日～令和8年3月31日に婚姻した新婚世帯であること 新婚夫婦の所得を合算した額が500万円未満であること（貸与型奨学金を本人名義で返済している場合は、所得額から年間返済額を控除した額とします） 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下であること 申請時に夫婦双方の住民票の住所が当該住宅の所在地となっていること 3年以上継続してつがる市に居住する意思があること
対象経費	令和7年4月1日から令和8年3月31日までに支払った以下の費用 ①新居の購入費用（建物のみ）、新築の費用 ②新居のリフォーム費用 ③新居の敷金、礼金、仲介手数料、家賃・共益費（各1カ月のみ）※勤務先から住居手当が支給されている場合はその支給額を除きます。④引っ越し費用（引っ越し業者や運送業者に支払った費用）⑤生活家電購入費用
補助額	対象経費①～④の合計金額 (1) 夫婦共に29歳以下の場合：1世帯あたり上限60万円 (2) 夫婦共に39歳以下で、(1)以外の場合：1世帯あたり上限30万円 対象経費⑤：1世帯当たり上限10万円
申請期限	令和8年3月31日(火)

新婚生活応援事業

定住する意思をもって市内の民間賃貸住宅に入居した新婚夫婦世帯に対し、その家賃の一部を補助します。

対象世帯 (①～⑥の全てを満たす世帯)	①申請日において、婚姻の届け出の日から1年以内の夫婦で、夫婦いずれも届け出時に40歳未満の世帯 ②子育て・若年夫婦世帯移住応援事業の対象でない世帯 ③他の公的制度による補助等を受けていない世帯 ④同居する全員が市税等を滞納していない世帯 ⑤自治会に加入(加入予定)している世帯 ⑥5年以上市内に定住する意思のある世帯
対象住宅	市内の民間賃貸住宅で、賃貸借契約の締結者が夫婦のいずれかであること
補助内容	実質家賃額の1/2(千円未満切捨て)上限1万5千円 ※実質家賃額とは、賃借料(駐車場代、共益費等を除く)から住宅手当を差し引いた家賃額
対象期間	最長60月(年度を前期・後期に分けて年2回支払) ※申請日によって、開始月が異なります。

子育て・若年夫婦世帯移住応援事業

市への移住世帯を応援するため、定住する意思をもって市へ転入し、市内の民間賃貸住宅に入居した世帯に対し、その家賃の一部を補助します。

移住者マイホーム応援事業

市への移住世帯を応援するため、定住する意思をもって市へ転入し、マイホームを取得する世帯に対して、その取得費用の一部を補助します。

※子育て・若年夫婦世帯移住応援事業および移住者マイホーム応援事業の詳細については市ホームページをご確認ください。

申請方法

申請書に必要書類を添付して下記へ提出(持参)してください。
結婚生活スタートアップ事業について申請を希望される方は事前にご相談ください。詳細については、市ホームページ(QRコード)をご確認ください。

※予算の範囲内で随時受け付けます。

【問い合わせ先】地域創生課 電話42-2111(内線361、363)

「結婚生活スタートアップ事業」についてはこちらから



「新婚生活応援事業」「子育て・若年夫婦世帯移住応援事業」「移住者マイホーム応援事業」についてはこちらから

